

# 会 議 録

会議名称	第1回空家等対策協議会	
事務局(担当部署)	町民課 町民生活係	
開催日時	平成30年11月21日(水) 午後1時30分～午後2時25分	
開催場所	役場2階中会議室	
出席者	会 長：鈴木宏昌(副町長) 委 員：山岸嘉平・伊藤光一・北原晃夫・木下和恵 事務局：鈴木町民課長・正保町民課参事 説明員：山本まちづくり政策課長・小川施設課長	
欠席者		
会 議 次 第	会 議 結 果	
1 委嘱状交付		
2 町長挨拶		
3 会長挨拶		
4 会長を代理する委員の指名について		山岸委員
5 議事		
(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法、空家等に関する国の指針及び特定空家等に対する措置に関する指針(ガイドライン)について		了承
(2) 浦幌町空家等対策計画(案)について		承認
(3) 今後のスケジュールについて		了承
(4) その他		なし
6 閉会		
審 議 の 概 要		
(1) 質疑応答なし		
(2) 質問～3ページの空家等の実態で72戸の空家等が確認されているが、これが所謂特定空家等ということか。単なる誰も住んでいない空家等も含まれているということか。		
回答～表の2-2のCに該当する11戸が特定空家等の対象になるであろうと思われる物件である。また、72戸には、単なる誰も住んでいない空家等も含まれている。		
質問～特定空家等が11戸確認されているということか。		
回答～特定空家等と認定するには、まず後ほど説明する空家等判定調査票により、物件の損傷度等を確認し、対象となったものについて協議会の意見をもらい最終的に町長が認定するという段階を踏まなければならないので、現段階では、特定空家等の対象になるであろうという表現となる。		
質問～アンケート調査は、空家等実態調査を行って確認された72戸の所有者等に送付したということか。		
回答～そのとおり		
質問～全ての物件の所有者が分かっているのか。		

回答～所有者が既に存在していない物件もあるが、ほぼ分かっている。

(3) 質問～現地に行って調査するのはいつ頃からか。

回答～この計画が平成31年度からスタートすることから、新年度から調査することになる。

質問～委員も現地調査に加わるのか。

回答～事務局等の職員が空家等判定調査票により行うが、場合によっては、委員の現地確認の対応も考えられる。

質問～対象は民間の建物等だけか。公共施設はどうか。

回答～法では国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは除かれている。

質問～工場関係も対象となるのか。

回答～対象となる。

(4) 質疑応答なし

会議録の公開期日

平成32年3月31日まで